

高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県児童養護施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する児童養護施設等の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、児童養護施設等利用者の福祉の向上を図ることを目的として、その予算の範囲内で補助金を交付する。

第3条 前条の「児童養護施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類	
児童福祉法第7条第1項に基づく児童福祉施設（同法第44条の3第1項に基づく里親支援センターを含む。）、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第16項に基づく社会的養護自立支援拠点事業を行う事業所、同条第18項に基づく妊産婦等生活援助事業を行う事業所	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設	
		乳児院		
		児童養護施設		
		児童心理治療施設		
		児童厚生施設		
		母子生活支援施設		
		児童家庭支援センター		
		里親支援センター		
		児童自立生活援助事業所		
		小規模住居型児童養育事業所		
	社会的養護自立支援拠点事業所			
	妊産婦等生活援助事業所			

2 前条の「施設整備」とは、次の表に定める整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。

（補助金の交付の対象）

第4条 補助金は、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により、同表の第3欄に定める設置者が設置する施設を整備するための事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合であって、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず年度をまたがる場合には、当該年度の国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者
児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第44条の3第1項 （里親支援センター）	社会福祉法人等
児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	社会福祉法人等
小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	社会福祉法人等
社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	社会福祉法人等
妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	社会福祉法人等

（補助の対象としない費用）

第5条 補助金の対象となる施設整備費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設整備費として知事が適当でないと認めた費用

（補助金の交付額の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の2欄より交付基礎額を算出する。
- (2) 対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の4欄に定める補助率を乗じた額を算出する。
- (3) (1)により算出した額と(2)により算出した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者（補助事業を行うものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA及び公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15

号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管して、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。

(11) 県税の滞納がないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

ア 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

イ 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。

ウ 入札を行う場合は、監事、複数の理事(理事長を除く。)及び評議員(理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)の規定による特殊の関係のある者を除く。)を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。

エ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。)を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。

オ 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

2 知事は、補助事業者が前項各号に掲げる条件のいずれかに違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証する書類(県税事務所で発行する全税目の納税証明書)を添えて知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の配分の変更をしようとするとき。

(3) 補助事業の期間を延長しようとするとき。

(4) 補助事業の内容の変更をしようとするとき(施設の機能を著しく変更しない程度)

の軽微な変更は除く。)

(指令前着手の届出)

第10条 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第3号様式による指令前着手届を第8条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第4号様式による補助事業中止(廃止)申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、施設工事に係る工事に着工したときは、別記第5号様式により当該工事に着工した日から起算して5日を経過した日までに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について毎年度12月末日現在の状況を、別記第6号様式により翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(概算払)

第13条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者が前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第7号様式による請求書によらなければならない。

(調査及び指示)

第14条 知事は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、この補助事業の実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、別記第8号様式により知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により実績報告をした後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならないこととし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。この場合において、知事に報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることが

できる。

(繰越承認の申請)

第16条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第10号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第11号様式による年度内終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第4号、第5号、第9号及び第10号、第15条第2項並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 種目	2 補助対象限度額	3 対象経費	4 補助率
本体工事費	令和5年12月19日こ成事第548号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により算定した合計基礎点数に、1,500円（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた場合は、1,125円）を乗じて算出した交付基礎額	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第5条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	4分の3
特殊附帯工事費		特殊附帯工事費に必要な工事費及び工事請負費	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

## 別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。



別記

第1号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 年度高知県児童養護施設等整備事業施設整備計画書（別紙1）
- 3 申請額算出内訳（別紙2）
- 4 歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- 5 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等  
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(第1号様式の別紙1)

年度高知県児童養護施設等整備事業施設整備計画書

法人名

1 整備計画の概要

施設種別	
施設名	
設置主体	
所在地	
整備区分	
対象経費の 実支出(予定)額	
補助金申請額	
年次計画	
抵当権の有無	有 ・ 無

2 整備の目的

(第1号様式の別紙2)

申請額算出内訳

総事業費 A	対象経費の実支出 (予定)額 B	寄付金その他の 収入額等 C	差引額 D(=A-C)	選定額 E

定員 F	交付基礎点数 G	基準点数 H(=F×G)	算定額合計 I	補助金基本額 J	補助金所要額 K

- (注) (1) A欄～E欄、I欄～K欄の単位は円とすること。  
(2) C欄には移行時特別積立金を含めること。  
(3) E欄には、B欄とD欄の額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を記入すること。  
(4) I欄には、H欄の値に1,500円(「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた場合は、1,125円)を乗じた額を記入すること。  
(5) J欄は、E欄とI欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

内訳

(1) 収入の部 (単位:円)

区分	計画額	備考
県補助金 K	円	
自主財源	円	
寄附金その他 C	円	
合計	円	

(2) 支出の部 (単位:円)

支出経費区分	予算額	積算内訳	備考
合計 A			

予算決定日 (又は決定予定日)	年 月 日 (予定)
-----------------	------------

第2号様式（第9条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました 年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金について下記のとおり変更したいので、高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更後申請額 金 円
- 2 年度高知県児童養護施設等整備事業施設整備計画書（別紙1）
- 3 変更内容及び変更理由
- 4 申請額算出内訳（別紙2）
- 5 歳入歳出予定書（見込み書）の抄本

(第2号様式の別紙1)

年度高知県児童養護施設等整備事業施設整備計画書

法人名

1 整備計画の概要

施設種別	
施設名	
設置主体	
所在地	
整備区分	
対象経費の 実支出(予定)額	
補助金申請額	
年次計画	
抵当権の有無	有 ・ 無

2 整備の目的

(第2号様式の別紙2)

申請額算出内訳

総事業費 A	対象経費の実支出 (予定)額 B	寄付金その他の 収入額等 C	差引額 D(=A-C)	選定額 E

定員 F	交付基礎点数 G	基準点数 H(=F×G)	算定額合計 I	補助金基本額 J	補助金所要額 K

- (注) (1) A欄～E欄、I欄～K欄の単位は円とすること。  
(2) C欄には移行時特別積立金を含めること。  
(3) E欄には、B欄とD欄の額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を記入すること。  
(4) I欄には、H欄の値に1,500円(「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた場合は、1,125円)を乗じた額を記入すること。  
(5) J欄は、E欄とI欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

内訳

(1) 収入の部 (単位:円)

区分	計画額	備考
県補助金 K	円	
自主財源	円	
寄附金その他 C	円	
合計	円	

(2) 支出の部 (単位:円)

支出経費区分	予算額	積算内訳	備考
合計 A			

予算決定日 (又は決定予定日)	年 月 日 (予定)
-----------------	------------

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業指令前着手届

下記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり指令前に着手したいので高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業内容 年度高知県児童養護施設等整備事業
- 2 事業費 金 円
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 竣工予定年月日 年 月 日
- 5 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付指令を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 補助金の交付指令を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 事業の着手から補助金の交付指令を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。

第4号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業を下記  
のとおり中止（廃止）したいので、年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第11  
条の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）理由







## 概算払請求書

金 円

上記のとおり 年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金（交付決定番号高知県指令 第 号）を概算交付されるよう高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり請求します。

### 記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住所  
氏名

請求書発行責任者  
氏名  
担当者名  
電話番号

※振込口座  
銀行名  
種別  
口座番号  
名義人

第8号様式（第15条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県児童養護施設等整備事業が完了しましたので、高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 年度高知県児童養護施設等整備事業施設整備計画実績の概要（別紙1）
- 3 精算額算出内訳（別紙2）
- 4 事業実績報告書（別紙3）
- 5 歳入歳出決算書（見込書）の抄本

(第8号様式の別紙1)

年度高知県児童養護施設等整備事業施設整備計画実績の概要

法人名

1 整備計画の概要

施設種別	
施設名	
設置主体	
所在地	
整備区分	
対象経費の 実支出(予定)額	
補助金精算額	
年次計画	
抵当権の有無	有 ・ 無

2 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3 今後の整備計画について

(第8号様式の別紙2)

精算額算出内訳

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額等 C	差引額 D(=A-C)	選定額 E	定員 F	交付基礎 点数 G	基準点数 H(=F×G)

算定額合計 I	補助金基本額 J	補助金所要額 K	補助金交付決定額 L	補助金受入済額 M	差引過不足額 N(=M-K)

- (注) (1) A欄～E欄、I欄～N欄の単位は円とすること。  
(2) C欄には移行時特別積立金を含めること。  
(3) E欄には、B欄とD欄の額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を記入すること。  
(4) I欄には、H欄の値に1,500円(「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた場合は、1,125円)を乗じた額を記入すること。  
(5) J欄は、E欄とI欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

内訳

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	実績額	備考
県補助金 K	円	
自主財源	円	
寄附金その他 C	円	
合計	円	

(2) 支出の部 (単位：円)

支出経費区分	実績額	積算内訳	備考
合計 A			

決算決定日 (又は決定予定日)	年 月 日 (予定)
-----------------	------------

(第8号様式の別紙3)

事業実績報告書

1 補助金における実施施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該補助金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

(ア)敷地面積		m <sup>2</sup>
(イ)敷地の所有関係	自己所有地 ・ 借地 ・ 買収(予定)地	
(ウ)施設整備の区分	創設 ・ 大規模修繕等 ・ 増築 ・ 増改築 ・ 改築 拡張 ・ その他( )	
(エ)建物の面積	建築面積	m <sup>2</sup>
	延面積	m <sup>2</sup>
(オ)建物の構造		造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア)建物の面積	建築面積	m <sup>2</sup>
	延面積	m <sup>2</sup>
(イ)建物の構造		造
(ウ)建築年月日		
(エ)補助金の区分		
(オ)処分年月日		

ウ 仮設施設工事

(ア)建物の面積	建築面積	m <sup>2</sup>
	延面積	m <sup>2</sup>
(イ)建物の構造		造

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計 (本体工事費)	円
エ 特殊付帯工事費	円
オ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (解体撤去工事費)	円
(仮設施設整備工事費)	円
カ その他工事費	円
キ 地域交流スペース	円
ク 合計	円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日	
イ 着工年月日	
ウ 竣工年月日	
エ 竣工後の事業開始年月日	
オ 解体撤去工事関係 (ア) 着工年月日 (イ) 完了年月日	
カ 仮設施設工事関係 (ア) 工事期間 (イ) 仮設施設の使用期間	

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し (仮設施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙4)



(第8号様式の別紙4)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

(申請者)  
申請者  
住 所  
氏 名

(施工業者)  
施工業者名  
住 所  
氏 名

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者） 法人 と請負者（受託者） は、 施設建設工事に係る工事請負契約（設計管理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計管理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました補助金について、  
年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり  
報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 内容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、国税還付金振込通知書（写し）その他  
参考となる資料を添えてください。

第 年 月 日 号

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました補助金について、  
下記の理由により事業の繰越を承認されたく、高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第 16  
条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額 円
- 2 補 助 金 額 円
- 3 繰越事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 年度事業繰越計画書（別紙 1）
  - (2) 繰越収支予算書（別紙 2）
  - (3) 繰越理由（任意様式）
  - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、関係資料

(第 10 号様式の別紙 1)

繰越計画書

法人名

区 分		内 訳		
施工箇所				
建物面積				
施設整備の実施主体				
事業実施期間				
		全体	年度内	繰越
事業費		円	円	円
工 事 費				
計		円	円	円

(第 10 号様式の別紙 2)

繰越収支予算書

法人名

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	年度内	繰越
県補助金	円	円	円
自主財源	円	円	円
その他	円	円	円
合計	円	円	円

2 支出の部

(単位：円)

区分 (節別区分)	予算額	年度内	繰越	積算根拠
補助対象経費	円	円	円	
補助対象外経費	円	円	円	
合計	円	円	円	

第 11 号様式（第 16 条第 2 項関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度高知県児童養護施設等整備事業費補助金年度内終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました 年度高  
知県児童養護施設等整備事業について、高知県児童養護施設等整備事業費補助金交付要綱第 16 条第  
2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

(第 11 号様式の別紙)

年度事業繰越計画書

1 事業名

2 交付決定の内容

事業費		円
補助金基本額		円
補助金額		円

3 年度内遂行実績

事業費支払実績見込額		円
事業進捗率		%
補助金受入額		円

4 翌年度繰越額

事業費		円
補助金		円

5 事業実施期間

着工年月	
完了予定年月	

6 備考